

令和4年度の検査結果及び総合的な評定並びに令和5年度の検査計画

令和5年5月24日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和4年度の原子力規制検査の結果に基づき実施した総合的な評定¹及び令和5年度の検査計画の了承について諮るものである。

また、次の事項についてもあわせて報告するものである。

- ・東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所について、令和4年度の実施計画検査²の結果及び令和5年度実施計画検査の計画
- ・令和4年度に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）又は船舶安全法に基づき実施した核燃料物質輸送における防護措置の確認結果

2. 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定及び検査計画

令和4年度の原子力規制検査を別紙1のとおり実施したことから、令和4年度の各原子力施設の総合的な評定及び令和5年度の検査計画を別紙2及び別紙3のとおりとすることについて了承いただきたい。また、別紙2の総合的な評定の結果を別紙4により事業者等に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載し公表することについて了承いただきたい。

(1) 各原子力施設の総合的な評定

総合的な評定の概要は以下のとおりである。

①対応区分を第1区分とする施設（16発電所46基、核燃料施設等82施設）

- 令和4年度において検査指摘事項等³が確認されなかった又は確認されたが、重要度「緑」⁴以下であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項等の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

¹ 法第61条の2の2第7項の規定により、原子力規制検査の結果に基づき事業者の検査の実施や保安の措置等の安全活動について総合的な評定をするもので、同条第8項の規定により、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者の安全活動について改善が図られているかどうかについても勘案することとされている。

² 法第64条の3第7項の検査をいう。ここではそのうち東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第18条の2第1項第2号から第4号までに掲げる検査を対象とする。

³ 検査指摘事項のみならず、深刻度評価のみ行った案件も含め、検査指摘事項等としている。

⁴ 核燃料施設等については、重要度及び安全実績指標は「追加対応なし」。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

○なお、日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機は、検査指摘事項には該当しない深刻度評価のみを行った案件1件⁵が確認され、深刻度「S L III」であった。本件については、審査資料の信頼性が確保される業務プロセスが構築されていることを確認した。

その後、審査が再開されたが、審査資料に新たな誤りが確認されたことから、指導文書を発出し、発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求めている。⁶

②対応区分を第4区分とする施設（1発電所7基）

○東京電力柏崎刈羽原子力発電所は、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和4年度に追加検査を継続して行っており、令和5年度も引き続き行うこととしている。

○令和4年度に実施した基本検査においては、検査指摘事項が確認されたが、重要度が「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

○これらのため対応区分に変化はなく、令和4年度においても対応区分は第4区分のままであり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

（2）令和5年度の検査計画

検査計画の概要は以下のとおりである。

①対応区分を第1区分とする施設

対応区分を第1区分とする施設については、基本検査を行う。

なお、以下の施設においては、基本検査のサンプル数の中でそれぞれの留意点を踏まえつつ検査を行うこととする。

●美浜発電所3号機

令和4年度に5件の検査指摘事項が確認された。この中で、調達管理、設計管理及び新規制基準対応に関係する検査指摘事項が確認されていることから、これらの点に留意して検査を行っていく。

●高浜発電所

令和4年度に7件の検査指摘事項等が確認された。この中で、作業管理に関係する検査指摘事項及び新規制基準対応に関係する検査指摘事項等が確認されていることから、稼働が計画されている1号機、2号機を含めて、これらの点に留意して検査を行っていく。

なお、3号機については、令和5年4月20日及び4月22日の運転上の制限の逸脱事象を受け、連続する過去4四半期の重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限の逸脱件数）が累計4件（令和4年

⁵ 令和4年度第47回原子力規制委員会（令和4年10月26日）で報告した、深刻度評価のみ行った案件「敦賀発電所2号機ボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析」

⁶ 令和5年度第6回原子力規制委員会（令和5年4月18日）で決定した、「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求める指導文書の発出」

度第2四半期に2件、令和5年度第1四半期に2件)となったことにより、令和5年度中に安全実績指標が「白」となり対応区分が第2区分となる見込みであることから、その場合には、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第1号に係る追加検査を行う予定⁷である。

また、政令第41条非該当施設及び核原料物質使用施設については37施設を対象として行う。(別紙3の④参照)

②対応区分を第4区分とする施設

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を継続する。また、核物質防護の基本検査(チーム検査)についても、検査サンプル数を4回に増やして実施することとする(令和4年度と同数)。

3. 東京電力福島第一原子力発電所の令和4年度実施計画検査の結果及び令和5年度実施計画検査の計画

令和4年度実施計画検査の結果及び令和5年度実施計画検査の計画は、別紙5のとおりであり、概要は以下のとおり。

(1) 令和4年度実施計画検査の結果

施設定期検査については、原子炉圧力容器・格納容器注水設備等の性能検査を実施し、実施計画に定められた性能を有していることを確認した。

保安検査については、廃炉プロジェクトマネジメント、火災対策及び放射性廃棄物管理等の保安検査を実施し、主にALPS処理水の海洋放出に係る設置工事の進捗管理や核種分析の品質保証活動について確認した。さらに、放射性廃棄物管理については、令和3年度実施計画違反が確認されたことから、その是正処置について確認した。これらの結果、実施計画違反はなかった。

核物質防護検査についても、実施計画違反はなかった。

(2) 令和5年度実施計画検査の計画

上記(1)の検査結果を踏まえ、令和4年度第82回原子力規制委員会(令和5年3月15日)で了承された令和5年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針⁸に基づき令和5年度実施計画検査の計画を策定した。

施設定期検査については、点検計画に基づき今年度分解点検等を行うタンク、ポンプ及び弁を対象に、事業者が非破壊試験、漏えい試験等を行うことにより、放射性物質の閉じ込め機能が維持されているかを適切に確認していることを重点的に検査していく。

保安検査については、廃炉全般の視点に加えてALPS処理水の海洋放出に

⁷ 令和5年度第7回原子力規制委員会(令和5年4月25日)の「関西電力高浜発電所3号機における今後の原子力規制検査の対応」で今後の原子力規制検査の対応について報告

⁸ <https://www.nra.go.jp/data/000424220.pdf>

伴う運用手順、品質保証活動及び核種分析体制等を検査対象として明確に位置付け、確認していく。

核物質防護検査については、物理的防護の強度、情報セキュリティ対策、物理的防護の定期的な評価・改善といった観点から確認していく。

4. 核燃料物質輸送における防護措置の確認結果

令和4年度に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律又は船舶安全法に基づき国土交通大臣が実施した核燃料物質輸送における防護措置の確認結果は、次のとおり。

(1) 確認状況（別紙6参照）

令和4年度中、輸送事業者等の提出した「輸送時の安全及び防護のために必要な措置を定めた輸送に係る計画書」の内容について防護措置が適切なものであることを確認するとともに、輸送前に現場において実際の防護措置の確認を行った。

(2) 確認結果

特に問題はなかった。

(添付資料)

- 別紙1 令和4年度検査実績
- 別紙2 令和4年度原子力規制検査の総合的な評定
- 別紙3 令和5年度検査計画
- 別紙4 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について
- 別紙5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所令和4年度実施計画検査の結果及び令和5年度実施計画検査の計画
- 別紙6 令和4年度核燃料物質輸送における防護措置確認実施状況一覧

(別紙 2)**令和 4 年度原子力規制検査の総合的な評価**

原子力施設		総合的な評価*	通知文(別紙 4)の別紙	
北海道電力株式会社	泊発電所	1号機	別紙 2-1	
		2号機	別紙 2-1	
		3号機	別紙 2-1	
東北電力株式会社	東通原子力発電所	1号機	別紙 2-2	
		女川原子力発電所	1号機	別紙 2-3
			2号機	別紙 2-4
東京電力ホールディングス株式会社	福島第二原子力発電所	1号機	別紙 2-5	
		2号機	別紙 2-5	
		3号機	別紙 2-5	
		4号機	別紙 2-5	
	柏崎刈羽原子力発電所	1号機	別紙 2-6	
		2号機	別紙 2-6	
		3号機	別紙 2-6	
		4号機	別紙 2-6	
		5号機	別紙 2-6	
		6号機	別紙 2-7	
日本原子力発電株式会社	東海発電所	別紙 2-8		
	東海第二発電所	別紙 2-9		
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	1号機	別紙 2-10	
		2号機	別紙 2-10	
		3号機	別紙 2-11	
		4号機	別紙 2-11	
		5号機	別紙 2-11	
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	1号機	別紙 2-12	
		2号機	別紙 2-12	
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	1号機	別紙 2-13	
		2号機	別紙 2-14	
関西電力株式会社	美浜発電所	1号機	別紙 2-15	
		2号機	別紙 2-15	
		3号機	別紙 2-16	
	大飯発電所	1号機	別紙 2-17	
		2号機	別紙 2-17	
		3号機	別紙 2-18	
		4号機	別紙 2-18	
	高浜発電所	1号機	別紙 2-19	
		2号機	別紙 2-20	
		3号機	別紙 2-21	
4号機		別紙 2-22		
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号機	別紙 2-23	
		2号機	別紙 2-24	
		3号機	別紙 2-24	
四国電力株式会社	伊方発電所	1号機	別紙 2-25	
		2号機	別紙 2-25	
		3号機	別紙 2-26	
九州電力株式会社	玄海原子力発電所	1号機	別紙 2-27	
		2号機	別紙 2-27	
		3号機	別紙 2-28	
		4号機	別紙 2-28	
九州電力株式会社	川内原子力発電所	1号機	別紙 2-29	
		2号機	別紙 2-29	

電源開発株式会社	大間原子力発電所	—	①	別紙2-30	
日本原燃株式会社	再処理事業所再処理施設		①	別紙2-31	
	再処理事業所廃棄物管理施設		①	別紙2-32	
	濃縮・埋設事業所加工施設		①	別紙2-33	
	濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設		①	別紙2-33	
	再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設		①	別紙2-32	
公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙2-34	
	東海保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙2-34	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設		①	別紙2-36	
	大洗研究所廃棄物管理施設		①	別紙2-36	
	核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙2-36	
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設		①	別紙2-36	
	原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙2-36	
	大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設		①	別紙2-35	
	原子力科学研究所NSRR（原子炉安全性研究炉）		①	別紙2-36	
	大洗研究所（南地区）高速実験炉（常陽）		①	別紙2-36	
	大洗研究所（北地区）HTTR（高温工学試験研究炉）		①	別紙2-36	
	原子力科学研究所TRACY（過渡臨界実験装置）		①	別紙2-36	
	原子力科学研究所TCA（軽水臨界実験装置）		①	別紙2-36	
	原子力科学研究所JRR-3		①	別紙2-36	
	原子力科学研究所FCA（高速炉臨界実験装置）		①	別紙2-36	
	核燃料サイクル工学研究所再処理施設		①	別紙2-36	
	原子力科学研究所STACY（定常臨界実験装置）		①	別紙2-36	
	大洗研究所（北地区）JMTR（材料試験炉）		①	別紙2-36	
	原子力科学研究所JRR-2		①	別紙2-36	
	原子力科学研究所JRR-4		①	別紙2-36	
	大洗研究所（南地区）DCA（重水臨界実験装置）		①	別紙2-36	
	新型転換炉原型炉ふげん		①	別紙2-36	
	高速増殖原型炉もんじゅ		①	別紙2-36	
	人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設		①	別紙2-36	
	人形峠環境技術センター加工施設		①	別紙2-36	
	青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設		①	別紙2-36	
	日本核燃料開発株式会社	核燃料物質使用施設		①	別紙2-37
	三菱原子燃料株式会社	加工施設		①	別紙2-38
	MHI原子力研究開発株式会社	核燃料物質使用施設		①	別紙2-39
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科	原子力専攻東京大学原子炉（弥生）		①	別紙2-40	
学校法人五島育英会	東京都市大学原子力研究所		①	別紙2-41	
株式会社日立製作所	王禅寺センタHTTR		①	別紙2-42	
東芝エネルギーシステムズ株式会社	TTR-1		①	別紙2-43	
	原子力技術研究所N28-2核燃料物質使用施設		①	別紙2-43	
	原子力技術研究所NCA		①	別紙2-43	
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	加工施設		①	別紙2-44	
学校法人立教学院立教大学	原子力研究所		①	別紙2-45	
学校法人近畿大学	原子力研究所 UTR		①	別紙2-46	
国立大学法人京都大学	複合原子力科学研究所 KUCA		①	別紙2-47	
	複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙2-47	
	複合原子力科学研究所 KUR		①	別紙2-47	
原子燃料工業株式会社	東海事業所加工施設		①	別紙2-48	
	熊取事業所加工施設		①	別紙2-49	
リサイクル燃料貯蔵株式会社	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設		①	別紙2-50	
青森県原子力センター			①	別紙2-51	
公益財団法人環境科学技術研究所			①	別紙2-52	
花輪鉱山株式会社			①	別紙2-53	

仙台市衛生研究所	①	別紙 2-5 4
国立大学法人東北大学東北大学大学院工学研究科	①	別紙 2-5 5
国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター	①	別紙 2-5 6
国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第七事業所（核原料）	①	別紙 2-5 7
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門	①	別紙 2-5 8
株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ（日立分館）	①	別紙 2-5 9
三菱原子燃料株式会社	①	別紙 2-6 0
カガミクリスタル株式会社つくば工場	①	別紙 2-6 1
MHI 原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室	①	別紙 2-6 2
PDR ファーマ株式会社千葉工場	①	別紙 2-6 3
防衛省防衛装備庁陸上装備研究所	①	別紙 2-6 4
株式会社リガク東京工場	①	別紙 2-6 5
海上保安庁海洋情報部	①	別紙 2-6 6
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎	①	別紙 2-6 7
東芝マテリアル株式会社	①	別紙 2-6 8
日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所	①	別紙 2-6 9
日本冶金工業株式会社川崎製造所	①	別紙 2-7 0
富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場	①	別紙 2-7 1
三菱電機株式会社情報技術総合研究所	①	別紙 2-7 2
学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所	①	別紙 2-7 3
新潟県立教育センター	①	別紙 2-7 4
個人（核原料）	①	別紙 2-7 5
福井県原子力環境監視センター	①	別紙 2-7 6
太陽鋳工株式会社福井工場	①	別紙 2-7 7
株式会社コシナ小布施事業所	①	別紙 2-7 8
国立大学法人信州大学基盤研究支援センター	①	別紙 2-7 9
日本軽金属株式会社清水工場	①	別紙 2-8 0
静岡県公立大学法人静岡県立大学	①	別紙 2-8 1
国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター	①	別紙 2-8 2
文部科学省タイムカプセル埋蔵地	①	別紙 2-8 3

※：①、②の区分は以下のとおり

①対応区分を第1区分とする施設

- 令和4年度において検査指摘事項等が確認されなかった又は確認されたが、重要度が「緑」¹以下であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項等の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。
- なお、日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機は、検査指摘事項には該当しない深刻度評価のみを行った案件1件が確認され、深刻度「S L III」であった。本件については、審査資料の信頼性が確保される業務プロセスが構築されていることを確認した。
その後、審査が再開されたが、審査資料に新たな誤りが確認されたことから、指導文書を発出し、発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求めている。

②対応区分を第4区分とする施設

- 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所は、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和4年度に追加検査を継続して行っており、令和5年度も引き続き行うこととしている。
- 令和4年度に実施した基本検査においては、検査指摘事項が確認されたが、重要度が「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- これらのため対応区分に変化はなく、令和4年度においても対応区分は第4区分のままであり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

¹ 核燃料施設等については、重要度及び安全実績指標は「追加対応なし」。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

北海道電力株式会社泊発電所 1号機、2号機、3号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が北海道電力株式会社泊発電所1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○泊発電所 火災感知器の不適切な設置（緑、S L IV（通知なし））【第1四半期】

事業者が自主的に令和3年10月から12月にかけて火災感知器の設置場所について総点検を実施したところ、原子炉施設の安全上重要な機器が設置されている火災区画において「泊発電所（1、2号炉）の原子炉設置許可申請書（添付書類八）」及び「泊発電所3号機第8回工事計画認可申請書」に明記された「消防法施行規則第23条第4項に定められた設置条件に基づき設置すること」を満足していない煙感知器が合計9か所あることが確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社東通原子力発電所 1号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東北電力株式会社東通原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社女川原子力発電所 1号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東北電力株式会社女川原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和 2 年 3 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○女川原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

正規の手続を行わずに、立入制限区域の車両許可証を発行していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号機、3号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が東北電力株式会社女川原子力発電所2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○女川原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第2四半期】

正規の手続を行わずに、立入制限区域の車両許可証を発行していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和3年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○福島第二原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第2四半期】

防護区域内防護対象枢要設備の巡視において、2人以上の者が同時に巡視を行っていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。
検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第2四半期】

一部の照明装置に非常用電源設備等が接続されておらず、求められる機能を十分に確保できる措置が講じられていなかったもの。

【追加検査】

令和2年度に発覚したIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針」（令和4年9月14日原子力規制庁）に基づく確認の視点27項目のうち、23項目については是正が図られていることが確認されたが、残りの4項目については検査気付き事項が確認された。

そのため、令和5年5月17日の原子力規制委員会において、令和5年度も引き続き追加検査を継続することとした。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

同発電所は、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和4年度に追加検査を継続して行っており、令和5年度も引き続き行うこととしている。

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

これらのため令和4年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

したがって、対応区分は第4区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 6 号機 不十分な不適合処置による非常用ディーゼル発電機 (A) の複数回にわたる復旧失敗 (緑、S L IV (通知なし))【第 2 四半期】

令和 4 年 3 月 17 日、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機非常用ディーゼル発電機 (A) の 24 時間連続運転時に発生した機関軸受 (発電機側) 軸封部からの潤滑油飛散事象以降、復旧するための適切な不適合処置を実施できなかったため、複数回にわたり補修と不適合発生を繰り返した。

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案 (物理的防護) (緑、S L IV (通知なし))【第 2 四半期】

一部の照明装置に非常用電源設備等が接続されておらず、求められる機能を十分に確保できる措置が講じられていなかったもの。

【追加検査】

令和 2 年度に発覚した I D カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針」(令和 4 年 9 月 14 日原子力規制庁) に基づく確認の視点 27 項目のうち、23 項目については是正が図られていることが確認されたが、残りの 4 項目については検査気付き事項が確認された。

そのため、令和 5 年 5 月 17 日の原子力規制委員会において、令和 5 年度も引き続き追加検査を継続することとした。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

- (3) その他事項
なし

2. 総合的な評定

同発電所は、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和4年度に追加検査を継続して行っており、令和5年度も引き続き行うこととしている。

令和4年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

これらのため令和4年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

したがって、対応区分は第4区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社東海発電所
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社東海発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 13 年 6 月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了し、平成 18 年 6 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社東海第二発電所
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社東海第二発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○東海第二発電所における核物質防護事案（立入承認）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

個人の信頼性確認の有効期間が満了した者を防護区域内に入域させていたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中部電力株式会社浜岡原子力発電所 1号機、2号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成21年11月に廃止措置計画が認可され、1号機は平成25年1月、2号機は平成27年2月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了している。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中部電力株式会社浜岡原子力発電所 3号機、4号機、5号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が中部電力株式会社浜岡原子力発電所 3号機、4号機、5号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1号機、2号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 1号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社敦賀発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 29 年 4 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○敦賀発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件及び深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認された。

○敦賀発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。

○敦賀発電所 2号機 ポーリング柱状図データ書換えの原因調査分析（S L III）
【第 3 四半期】

令和 2 年 2 月 7 日に実施された第 833 回審査会合において、敦賀発電所 2号機の審査資料中のポーリング柱状図の記事欄の一部が、第 657 回の審査会合時に提出された柱状図の記事欄から不適切に書き換えられ、さらに説明なく提出されていることが判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

上記に加え、検査指摘事項には該当しない深刻度評価のみを行った案件 1 件が確認され、深刻度「S L III」であった。本件については、審査資料の信頼性が確保される業務プロセスが構築されていることを確認した。

その後、審査が再開されたが、審査資料に新たな誤りが確認されたことから、指導

文書を発出し、発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求めている。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社美浜発電所 1号機、2号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社美浜発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 29 年 4 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社美浜発電所 3 号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社美浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 5 件が確認された。

○美浜発電所 3 号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

令和 3 年 10 月 18 日から実施した関西電力株式会社美浜発電所 3 号機に対する第 3 四半期火災防護（3 年）チーム検査の際に、原子力検査官が、電動補助給水ポンプエリアにおいて、補助給水機能に係る一部の設備に対する火災防護が不十分であることを確認した。

タービン動補助給水ポンプの現地盤並びに A 系及び B 系の電動補助給水ポンプの起動盤（以下「制御盤」という。）は、これらの制御盤に火災が発生した場合には補助給水ポンプを運転制御できない場合があるにもかかわらず、そのことが評価されずに約 0.6m の間隔で横並び一列に設置された制御盤の内部に火災感知設備及び自動消火設備が設置されていない。

また、B 系電動補助給水ポンプの動力ケーブルを収納している電線管が、A 系電動補助給水ポンプの電動機の約 1.4m 上部を通過しており、A 系電動機の火災時に B 系電線管内の動力ケーブルを焼損する可能性があるが、当該電線管は 1 時間耐火シート等で被覆されておらず A 系及び B 系との系統分離は認められなかった。

○美浜発電所 3 号機 不十分な調達管理による A 封水注入フィルタ蓋フランジ部からの漏えい（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

令和 4 年 8 月 1 日、第 26 回定期検査中の美浜発電所 3 号機において、1 次冷却材系統漏えい検査準備のため、1 次冷却材系統を昇圧した際、「封水注入流量低」警報が発信した。このため、運転員が現場を確認したところ、原子炉補助建屋の封水注入フィルタ室付近に水溜りが確認され、さらに関連パラメータの確認により、原子炉補助建屋サンプの水位上昇が確認された。（漏えい量は約 7.5m³、約 2.2 × 10⁶Bq と推定）

事業者による調査の結果、A 封水注入フィルタ蓋フランジのボルトが工事計画書記載の規定トルク値で締め付けられていなかったことから、締め付け不足により漏

えいが発生したものと判明した。

○美浜発電所3号機 不十分な作業管理によるAアキュムレータ逃し弁の誤動作
(緑、SLIV(通知なし))【第2四半期】

令和4年8月21日、第26回定期検査中の美浜発電所3号機において、1次冷却材系統の昇温・昇圧時に、「Aアキュムレータ圧力低」警報が発信した。事業者は、Aアキュムレータ圧力が保安規定に定める制限値4.04MPa以下に低下していることを確認したことから、保安規定の運転上の制限(第51条:アキュムレータ、第85条:重大事故等対処設備)を満足していないと判断した。

事業者による調査の結果、第26回定期検査時の当該逃し弁近傍での足場組立・解体作業において、アキュムレータ逃し弁ボンネット部に何らかの衝撃が加わった可能性があり、その衝撃により弁シート部の当たり面に変化が生じ、設定圧力より低い値で当該弁が誤動作し、アキュムレータ内の圧力が低下したと推定した。

○美浜発電所3号機 重大事故等対策における成立性の確認訓練の不適切な実施
(緑、SLIV(通知なし))【第4四半期】

令和4年12月9日、美浜発電所3号機の重大事故等発生時に係る成立性の確認訓練(技術的能力の成立性確認)「海水を用いた復水タンクへの補給」において、訓練対象者以外の者が接続治具取付けに関する助言を行っていたこと及び事業者の成立性の確認訓練における手順の一部である復水タンク海水補給弁下流フランジへのホース接続が実施されていないことを原子力検査官が確認した。

○美浜発電所3号機 可搬型重大事故等対処設備(屋外の車両型設備)の離隔距離の不備(緑、SLIV(通知なし))【第4四半期】

令和4年12月21日、美浜発電所3号機において、原子力検査官がプラントウォークダウン中にNo.1電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)とNo.1可搬式代替低圧注水ポンプとの離隔距離が不足しており、新規制基準適合に係る工事計画認可申請書の添付資料「添付13 耐震性に関する説明書」の「別添3 可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書」を満足していないことを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○美浜発電所3号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項5件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

なお、美浜発電所3号機については、令和4年度に5件の検査指摘事項が確認された。これらの中で、調達管理、設計管理及び新規制基準対応に関する検査指摘事項が確認されていることから、令和5年度の原子力規制検査において、これらの点に留意して検査を行っていく。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社大飯発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和元年12月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○大飯発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

防護区域境界扉に侵入検知器が設置されていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所 3 号機、4 号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社大飯発電所 3 号機、4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○大飯発電所 3、4 号機 海水管トンネル内スプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

令和 4 年 9 月 12 日から実施した火災防護（3 年）チーム検査において、海水管トンネル内に設置されているスプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器 2 個が不適切な箇所に設置されていることを原子力検査官が確認した。

事業者を確認したところ、他発電所の検査指摘事項を踏まえた未然防止処置として、大飯発電所 3、4 号機の火災区域及び火災区画に設置している煙感知器の全数調査を行い、不適切な箇所に設置している煙感知器 47 個を把握し、令和 4 年 9 月 5 日までに移設を完了したと記録されていた。事業者が、原子力検査官からの指摘を受けて改めて確認したところ、調査範囲から海水管トンネルが漏れていたことが明らかになり、同トンネルに設置している煙感知器全 19 個のうち 2 個が不適切な箇所に設置されていたとのことだった。

○大飯発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

防護区域境界扉に侵入検知器が設置されていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○大飯発電所 3、4 号機 工事計画に従った評価・施工の不備による不十分な火災防護対策

2. 総合的な評定

令和4年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 1号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社高浜発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○高浜発電所 1号機 所内規定の不備による屋外アクセスルートの確保の失敗
(緑、S L IV (通知なし))【第 2 四半期】

令和 4 年 9 月 6 日、停止中の高浜発電所 1号機において、原子力検査官が可搬型重大事故等対処施設（以下「S A 車両」という。）等の確認のために現場ウオークダウンをしたところ、緊急時対策所から北門に至る屋外アクセスルートの幅員が狭くなっていることを確認した。事業者の立会いのもと、当該屋外アクセスルートの幅員と、緊急事態の際に通行する S A 車両等のうち最も幅の大きいブルドーザ（ブレード幅約 3.7m）との関係を実測したところ、当該屋外アクセスルートがブルドーザに対して狭いことを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

なお、高浜発電所については、発電所全体で令和4年度に7件の検査指摘事項等が確認された。これらの中で、作業管理に係る検査指摘事項及び新規規制基準対応に係る検査指摘事項等が確認されており、これらの点については、稼働が計画されている1号機についても留意すべきと考える。よって、令和5年度の原子力規制検査において、これらの点に留意して検査を行っていく。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 2号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社高浜発電所 2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

なお、高浜発電所については、発電所全体で令和 4 年度に 7 件の検査指摘事項等が確認された。これらの中で、作業管理に係る検査指摘事項及び新規規制基準対応に係る検査指摘事項等が確認されており、これらの点については、稼働が計画されている 2号機についても留意すべきと考える。よって、令和 5 年度の原子力規制検査において、これらの点に留意して検査を行っていく。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 3 号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社高浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件及び深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認された。

○高浜発電所 3 号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

高浜発電所 3 号機第 25 回定期検査（令和 4 年 3 月 1 日～）において、事業者が蒸気発生器（以下「S G」という。）の伝熱管全数の渦流探傷試験を実施したところ、A-S G 伝熱管 2 本及び B-S G 伝熱管 1 本において、管支持板部付近に外面からの減肉（減肉率は、A-S G が約 57% 及び判定基準未満、B-S G が約 41%）が認められた。

○高浜発電所 3 号機 供用期間中検査の一部不実施による定期事業者検査報告書の内容変更（S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

令和 2 年 12 月から供用を開始した重大事故等クラス 1 機器に係る供用期間中検査（以下「供用期間中検査」という。）について、事業者は令和 4 年 3 月 1 日から開始する定期事業者検査において供用期間中検査を不実施としていたが、その根拠となる供用期間中検査に係る点検計画が未策定であることを同年 4 月 14 日に検査官が確認した。

○高浜発電所 3 号機 作業要領書の不備によるタービン動補助給水ポンプの運転上の制限からの逸脱（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

令和 4 年 7 月 21 日、第 25 回定期検査中の高浜発電所 3 号機において、タービン動補助給水ポンプの制御油系統のオイルフィルタ（以下「当該フィルタ」という。）の蓋部からの油漏れ（約 8 リットル）を運転員が確認した。

このため、油漏れを止めるため、運転員が制御油系統のポンプを停止したことにより、タービン動補助給水ポンプが動作不能な状態となったことから、事業者は保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。

事業者による原因調査の結果、当該フィルタのシート面の手入れやパッキンの取付け方法に関して作業要領書に具体的な記載がなく、今回の第 25 回定期検査

で実施した当該フィルタの分解点検後の復旧作業に不備が生じたことから、油漏れが発生したものと推定された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○高浜発電所3号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策

○高浜発電所3号機 C原子炉補機冷却水冷却器伝熱管の漏えいに伴う保安規定の運転上の制限の逸脱

2. 総合的な評定

令和4年度においては、検査指摘事項2件及び深刻度評価のみ行った案件1件が確認されたが、重要度「緑」以下であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項等の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

なお、高浜発電所については、発電所全体で令和4年度に7件の検査指摘事項等が確認された。これらの中で、作業管理に係る検査指摘事項及び新規規制基準対応に係る検査指摘事項等が確認されており、これらの点に留意して検査を行っていく。

そのほか、高浜発電所3号機については、令和5年4月20日及び22日の運転上の制限の逸脱事象を受け、連続する過去4四半期の重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限の逸脱件数）が累計4件（令和4年度第2四半期に2件、令和5年度第1四半期に2件）となったことにより、令和5年度中に安全実績指標が「白」となり対応区分が第2区分になる見込みであることから、その場合には、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第1号に係る追加検査を行う予定である。（令和5年度第7回原子力規制委員会（令和5年4月25日）で今後の原子力規制検査の対応を報告）検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 4 号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社高浜発電所 4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

○高浜発電所 4 号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

高浜発電所 4 号機第 24 回定期検査（令和 4 年 6 月 8 日～）において、事業者が蒸気発生器（以下「S G」という。）の伝熱管全数の渦流探傷試験を実施したところ、A-S G 伝熱管 5 本、B-S G 伝熱管 2 本及び C-S G 伝熱管 5 本において、管支持板部付近に外面からの減肉（最大減肉率は約 49%）が認められた。

事業者は、前回定期検査時と同様、伝熱管表面に生成された稠密なスケールがプラント運転中に管支持板下面に留まり、そのスケールに伝熱管が繰り返し接触したことで摩耗減肉が発生した可能性が高いと推定した。

○高浜発電所 4 号機 異物混入防止不備による加圧器逃がし弁の出口温度上昇（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

事業者は令和 4 年 10 月 21 日、第 24 回定期検査中の高浜発電所 4 号機において、B-加圧器逃がし弁（以下「当該弁」という。）のシートリークにより「加圧器逃がし弁出口温度高」警報が発信し、点検調査のため当該弁の元弁を閉止した結果、保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。

事業者の原因調査の結果、当該弁の分解点検に関して、事業者の社内マニュアルに弁の組立作業時の異物混入防止のための具体的な記載がなく、今回の第 24 回定期検査で実施した当該弁の分解点検において、弁組立直前に部品（弁体、弁座等）の拭取作業が実施されなかったことにより、微小な異物が弁内部に混入し、弁シート部に噛み込んだ結果、シートリークが発生したものと推定された。

○高浜発電所 4 号機 原子炉格納容器貫通部の不適切なケーブル施工による「P R 中性子束急減トリップ」警報発信に伴う原子炉自動停止（法令報告事象）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

高浜発電所4号機は、定格熱出力一定運転中のところ、令和5年1月30日に「CRDM重故障」の警報が発信し、事業者は可動つかみコイル（以下「MGコイル」という。）の電流値が通常より低いことを確認した。このため、事業者はMGコイルの抵抗値を測定するため、2BDパワーキャビネットの当該MGコイルの主電源を開放したところ、「PR中性子束急減トリップ」警報が発信し、原子炉が自動停止するとともに、タービン及び発電機が自動停止した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○高浜発電所4号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項3件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

なお、高浜発電所については、発電所全体で令和4年度に7件の検査指摘事項等が確認された。これらの中で、作業管理に関する検査指摘事項及び新規規制基準対応に関する検査指摘事項等が確認されており、これらの点に留意して検査を行っていく。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 29 年 4 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○島根原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

身分を証明する書類の偽造に気付かず、確実な確認を行わないまま、周辺防護区域等の入域許可証を発行していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中国電力株式会社島根原子力発電所 2号機、3号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が中国電力株式会社島根原子力発電所2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、3号機については建設中である。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○島根原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第1四半期】

身分を証明する書類の偽造に気付かず、確実な確認を行わないまま、周辺防護区域等の入域許可証を発行していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

四国電力株式会社伊方発電所 1号機、2号機 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が四国電力株式会社伊方発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年6月に、2号機に対しては令和2年10月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

四国電力株式会社伊方発電所 3 号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が四国電力株式会社伊方発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○伊方発電所 3 号機 大規模損壊訓練における有毒ガス対応内規等に基づく指示を行わなかったことに対する不適切な訓練の自己評価（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

令和 4 年 10 月 5 日、伊方発電所 3 号機で実施された大規模損壊訓練において、緊急時対策所の指揮者が、特定重大事故等対処施設の要員に対し、有毒ガス対応内規等に基づく指示を行わなかった。事業者は、訓練実施後の自己評価プロセスにおいて、指揮者が有毒ガス対応内規等に基づく指示を行わなかったことについて、問題点として特定せず、指揮者の対応に問題が無かったと評価し、改善事項を抽出せずに、自己評価プロセスを終了させていることを原子力検査官が確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○伊方発電所 3 号機 1 次冷却材中のよう素濃度の上昇

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。
検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社玄海原子力発電所 1号機、2号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が九州電力株式会社玄海原子力発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年4月に、2号機に対しては令和2年3月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号機、4 号機
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号機、4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○玄海原子力発電所 3、4 号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策

○玄海原子力発電所 3 号機 B 安全補機室冷却ユニット定期事業者検査実施時期の超過

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社川内原子力発電所 1号機、2号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が九州電力株式会社川内原子力発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○川内原子力発電所1、2号機 放射線管理区域内の放射線作業環境測定における不適切な評価（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

令和4年12月12日から実施した川内原子力発電所1、2号機における放射線被ばく評価及び個人モニタリングのチーム検査において、放射線管理区域内での放射性物質による汚染が発生する可能性のある作業の作業環境評価に用いる、放射線管理区域内の空気中の天然核種を除く放射性ダスト濃度の算出方法について、川内原子力発電所放射線管理要領に定められている計算式に適用する定数を確認したところ、定数の値に誤りがあることを原子力検査官が確認した。

○川内原子力発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○川内原子力発電所1、2号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」であり、

安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

電源開発株式会社大間原子力発電所
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が電源開発株式会社大間原子力発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設は建設中である。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

- (1) 原子力規制検査の結果
基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。
- (2) 安全実績指標の結果
提出なし
- (3) その他事項
なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原燃株式会社の再処理事業所再処理施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

○日本原燃株式会社再処理施設 高レベル廃液ガラス固化建屋における作業管理の不備による供給液槽 B の安全冷却機能の一時喪失（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

令和 4 年 7 月 2 日に日本原燃株式会社の再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋において、作業管理の不備による弁の誤操作により供給液槽 B の安全冷却機能が一時喪失した。

○日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における核物質防護事案（立入承認）（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

防護区域等への撮影機器の持込みに対して、必要な措置を行っていなかったもの。

○日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における核物質防護事案（物理的防護）（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

防護区域境界に管理されていない開口部があったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 3 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原燃株式会社再処理事業所
廃棄物管理施設、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原燃株式会社の再処理事業所廃棄物管理施設、再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

なお、再処理事業所 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設は提出なし。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設、廃棄物埋設施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原燃株式会社の濃縮・埋設事業所加工施設、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核物質防護事案（核物質防護情報の管理）（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】
核物質防護秘密の管理の方法が適切ではなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

公益財団法人核物質管理センター
六ヶ所保障措置センター及び東海保障措置センターの核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター及び東海保障措置センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 ホットラボにおけるローカルサンプリングシステムの不適切な運用（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

令和 4 年 6 月 6 日に、ホットラボ（北地区：政令第 41 条該当使用施設）において、原子力検査官が設備の稼働状況を確認するために現場ウォークダウンをしたところ、ローカルサンプリングシステムの空気中の放射性物質の捕集部分（以下「ローカルサンプリング端」という。）の一部（全 23 か所中 8 か所）を停止させていることを確認した。

事業者を確認したところ、ホットラボにおいて、少なくとも昭和 58 年 3 月から長期にわたり室内空気のサンプリングに係る適切性を検討することなくローカルサンプリング端の一部を停止させていたとのことであった。これは、保安規定に定める要求を満足していなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足して

おり、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の別記施設 令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

大洗研究所（南地区） 核燃料物質使用施設
大洗研究所 廃棄物管理施設
核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 廃棄物埋設施設
原子力科学研究所 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）
大洗研究所（南地区） 高速実験炉（常陽）
大洗研究所（北地区） HTTR（高温工学試験研究炉）
原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-3
原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 ※廃止措置中
原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）
大洗研究所（北地区） JMTR（材料試験炉）※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-2 ※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-4 ※廃止措置中
大洗研究所（南地区） DCA（重水臨界実験装置） ※廃止措置中
新型転換炉原型炉ふげん ※廃止措置中
高速増殖原型炉もんじゅ ※廃止措置中
人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設
人形峠環境技術センター 加工施設 ※廃止措置中
青森研究開発センター 原子力第1船原子炉施設 ※廃止措置中

日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

三菱原子燃料株式会社の加工施設 令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が三菱原子燃料株式会社の加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認された。

○分析装置等に関する原子力規制検査に対する不適切な対応等（S L IV（通知あり））【第 1 四半期】

令和 2 年 8 月 5 日に認可された設計及び工事の計画（第 5 次申請）において、新規基準に対する事業変更許可前後に設備の変更なし、としていた核燃料物質等の分析設備に対し、認可後、架台、固定金具等を更新又は追加する工事を実施し、これらに対して適切な使用前事業者検査を実施していなかった。また、原子力規制検査において、変更工事は実施していないとの事実と異なる説明を行った上、この説明内容に整合させるため工事検査記録等の不適切な差し替えを行った。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認されたが、他に検査指摘事項等は確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、深刻度評価のみ行った案件の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。
検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設 令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

株式会社日立製作所王禅寺センタのHTR
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が株式会社日立製作所王禅寺センタのHTRにおいて実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東芝エネルギーシステムズ株式会社の別記施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東芝エネルギーシステムズ株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

TTR-1 ※廃止措置中

原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設

原子力技術研究所 NCA ※廃止措置中

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人立教学院の立教大学原子力研究所
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が学校法人立教学院の立教大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人近畿大学原子力研究所の U T R
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が学校法人近畿大学原子力研究所の U T R において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の別記施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

KUCA

核燃料物質使用施設

KUR

原子燃料工業株式会社東海事業所加工施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が原子燃料工業株式会社の東海事業所加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○原子燃料工業株式会社東海事業所における核物質防護事案（出入管理）（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】
防護区域境界扉が一時未施錠の状態にあったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

原子燃料工業株式会社熊取事業所加工施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が原子燃料工業株式会社の熊取事業所加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会がリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

提出なし。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

青森県原子力センターの核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が青森県原子力センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

公益財団法人環境科学技術研究所の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が公益財団法人環境科学技術研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

花輪鉱山株式会社の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が花輪鉱山株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

仙台市衛生研究所の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が仙台市衛生研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人東北大学東北大学大学院工学研究科の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立大学法人東北大学東北大学大学院工学研究科の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人秋田大学放射性同位元素センターの核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立大学法人秋田大学放射性同位元素センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人産業技術総合研究所
つくば中央第七事業所の核原料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第七事業所の核原料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
農業環境研究部門の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ（日立分館）の
核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ（日立分館）の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

三菱原子燃料株式会社の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が三菱原子燃料株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

カガミクリスタル株式会社つくば工場の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会がカガミクリスタル株式会社つくば工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

MHI 原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室の核燃料物質使用施設 令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が MHI 原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

PDRファーマ株式会社千葉工場の核燃料物質使用施設
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会がPDRファーマ株式会社千葉工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

防衛省防衛装備庁陸上装備研究所の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が防衛装備庁陸上装備研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社リガク東京工場の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が株式会社リガク東京工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

海上保安庁海洋情報部の核燃料物質使用施設 令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が海上保安庁海洋情報部の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎の
核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じていても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

東芝マテリアル株式会社の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東芝マテリアル株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○東芝マテリアル株式会社 核燃料物質使用施設（政令第 41 条非該当）における核燃料物質の管理区域外への漏えい（追加対応なし）【第 1 四半期】

東芝マテリアル株式会社（以下「東芝マテリアル」という。）が令和 3 年 10 月 12 日に提出した原子炉等規制法に基づく報告において、隣接する東芝横浜事業所（非規制対象事業所）が平成 26 年 3 月に水素回収・循環設備の更新作業を実施した際に、管理区域外に漏えいした核燃料物質により作業員（放射線業務従事者でない者）が被ばくした可能性があることを確認した。

本使用施設は、当初東京芝浦電気株式会社の所管施設（昭和 46 年 5 月 21 日使用許可）であったが、その後、平成 15 年 10 月に分社化して、使用施設のうち管理区域部分が東芝マテリアルとして使用許可を継承し、使用許可の範囲外であった管理区域外は非規制対象として東芝横浜事業所に継承された経緯（注）がある。

本件は、使用許可において事業者が管理区域境界の内側に設置されたバブラーによりトリウムが完全に除去できるとの評価をしていたものの、結果として、バブラーによって除去しきれなかったトリウムが東芝横浜事業所が所管する管理区域外に設置された設備に付着し、上記更新作業の際に作業員の被ばくの可能性（事業者の評価上 0.011mSv）を招いたものである。

（注）東芝マテリアルは管理区域内に設置されたトリウムを取り扱う還元炉、トリウムを除去するバブラー等を含む設備を、東芝横浜事業所（非規制対象事業所）はバブラーから後の工程となる水素回収・循環装置等をそれぞれ管理していた。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応な

し」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

日本冶金工業株式会社川崎製造所の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本冶金工業株式会社川崎製造所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

三菱電機株式会社情報技術総合研究所の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が三菱電機株式会社情報技術総合研究所の核燃料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東京都市大学原子力研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

新潟県立教育センターの核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が新潟県立教育センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

個人の核原料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が個人の核原料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

福井県原子力環境監視センターの核燃料物質使用施設 令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が福井県原子力環境監視センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

太陽鋳工株式会社福井工場の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が太陽鋳工株式会社福井工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社コシナ小布施事業所の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が株式会社コシナ小布施事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人信州大学 基盤研究支援センターの核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立大学法人信州大学基盤研究支援センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

日本軽金属株式会社清水工場の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本軽金属株式会社清水工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

静岡県公立大学法人 静岡県立大学の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が静岡県立大学の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人産業技術総合研究所 中部センターの核燃料物質使用施設 令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人 産業技術総合研究所中部センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

文部科学省タイムカプセル埋蔵地の核燃料物質使用施設
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が文部科学省タイムカプセル埋蔵地の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

令和5年度 日常検査 検査計画(実用発電用原子炉) ※1

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜	泊	東通	女川	柏崎刈羽	福島第二	東海	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
			1,2号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:運転	1~3号:長停	1号:長停	1号:廃止A 2,3号:長停	1~7号:長停	1~4号:廃止A	1号:廃止B 2号:長停	1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	10	12	7	12	12	7	※3	※3	1	※3	4	1	2	※3	1	1		
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	3	2	3	3	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
3	BM0060	保全の有効性評価	5	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	BM0100	設計管理	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	※3	2	2	2	2	2		
5	BM0110	作業管理	4	4	4	4	4	4	7	5	6	11	4	5	7	6	5	5		
6	BO0010	サーベイランス試験	18	22	17	22	22	18	4	3	4	7	5	3	5	4	4	4		
7	BO1020	設備の系統構成	18	22	18	22	22	18	4	3	4	7	5	4	5	4	4	4		
8	BO1030	原子炉起動・停止	2	2	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	20	24	19	24	24	19	4	3	4	7	5	4	5	4	4	4		
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)※3	3	4	3	4	4	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
11	BO1070	運転員能力	5	5	5	5	5	5	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3		
12	BE0010	自然災害防護	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
13	BE0020	火災防護	13	13	13	13	13	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
14	BE0030	内部溢水防護	3	4	3	4	4	3	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1		
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	BE0090	地震防護	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
19	BE0100	津波防護	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
20	BR0010	放射線被ばく管理	6	6	6	6	6	6	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理 ※3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3		
合計			146	163	140	163	163	141	48	43	48	64	51	46	53	47	47	47	0	0

(単位: サンプル数)

【凡例】

- (1)「運転」: 新規制基準対応済で供用中。
- (2)「長停」: 新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料有り。
- (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料無し。
- (5)「廃審」: 廃炉審査中。
- (6)「廃予」: 廃炉申請予定。
- (7)「建設A」: 建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8)「建設B」: 建設段階にあって新燃料搬入済。

- ※1 令和4年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。
- ※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。
長期停止中の特別な保全計画に基づく自主検査は、No.5「作業管理」のサンプル数に1/炉で加算する。
- ※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、
規制事務所長の判断によりサンプル数を設定する。

③令和5年度検査計画(チーム検査)

令和5年度 チーム検査 検査計画

No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和5年度				令和6年度		備考
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
1	BM0010	使用前事業者検査 に対する監督	(事業者の使用前事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
2	BM1050	供用期間中検査 に対する監督	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
3	BM0100	設計管理		川内 原燃再処理	伊方	玄海		高浜	
4	BO1050	取替炉心の安全性	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
5	BO1070	運転員能力	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
6	BE0021	火災防護(3年)		川内	伊方	玄海		高浜	
7	BE0070	重大事故等対応要員の 訓練評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
8	BE0080	重大事故等対応訓練の シナリオ評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
9	BR0020	放射線被ばく評価及び 個人モニタリング	原燃再処理 敦賀 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽	東海・東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	
10	BR0030	放射線被ばく ALARA活動	原燃再処理 敦賀 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽	東海・東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	
11	BR0040	空气中放射性物質の 管理と低減	原燃再処理 敦賀 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽	東海・東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	
12	BR0050	放射性気体・液体 廃棄物の管理	原燃再処理 敦賀	東北東通 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽 川内 島根	伊方 高浜	福島第二 美浜 JAEA再処理	
13	BR0080	放射線環境監視 プログラム	原燃再処理 敦賀	東北東通 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽 川内 島根	伊方 高浜	福島第二 美浜 JAEA再処理	
14	BR0090	放射線モニタリング 設備	原燃再処理 敦賀	東北東通 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽 川内 島根	伊方 高浜	福島第二 美浜 JAEA再処理	
15	BQ0010	品質マネジメント システムの運用※	大飯 (伊方)	川内 伊方 高浜 (女川) (島根)	女川 島根 敦賀 美浜	玄海 JAEA再処理	大飯 伊方	川内 泊	
16		核物質防護	原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX RFS 女川 東海第二 三菱原子燃料 JAEA大洗 JAEA再処理 JAEA原科研 原燃工東海 東京大学 柏崎刈羽 志賀 浜岡 美浜 もんじゅ 人形峠 島根 伊方 玄海 川内	泊 東北東通 原燃濃縮・埋設 大間 NMCC六ヶ所 福島第二 東海第二 JAEA大洗 JAEA核サ研 JAEA原科研 MHI GNF-J 東芝 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 美浜 高浜 大飯 もんじゅ ふげん 近畿大学 原燃工熊取 京都大学 三菱電機 島根 玄海 川内	泊 東北東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 大間 RFS 女川 福島第二 東海第二 JAEA大洗 JAEA再処理 JAEA原科研 NFD NMCC東海 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 浜岡 美浜 高浜 大飯 ふげん 人形峠 島根 伊方 玄海 川内	JAEA大洗 JAEA核サ研 JAEA原科研 三菱原子燃料 原燃工東海 柏崎刈羽 敦賀 原燃工熊取			

※ 検査項目のうち、「年次検査」をチーム検査で実施

④令和5年度検査計画(政令第41条非該当施設等)

令和5年度原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査計画

番号	所在地	事業所名称	立入検査 (使用状況調査) 年度	実施予定 時期 ^{※1}
1	北海道	国立大学法人北海道大学核燃料物質貯蔵施設	平成21年度	第1四半期
2	北海道	北海道電力株式会社 総合研究所	平成21年度	第1四半期
3	北海道	北海道電力株式会社 泊発電所	平成18年度	第3四半期
4	青森	日本原燃株式会社 環境管理センター	平成13年度	第2四半期
5	青森	東北電力株式会社 東通原子力発電所	平成19年度	第2四半期
6	宮城	東北電力株式会社 女川原子力発電所	平成18年度	第3四半期
7	福島	東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所	平成22年度	第3四半期
8	茨城	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂研究所	平成25年度	第2四半期
9	茨城	日本原子力発電株式会社 東海発電所	平成18年度	第2四半期
10	茨城	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	平成18年度	第2四半期
11	茨城	古河機械金属株式会社 技術統括本部 新材料開発部	平成25年度	第3四半期
12	茨城	フルウチ化学株式会社 筑波工場	—	第4四半期
13 ^{※2}	群馬	太陽誘電株式会社 R&D センター	平成22年度	第1四半期
14	埼玉	学校法人東洋大学 理工学部	平成25年度	第1四半期
15	千葉	JNC 石油化学株式会社 市原製造所	平成23年度	第2四半期
16	千葉	一般財団法人電力中央研究所 我孫子運営センター	平成25年度	第3四半期
17	東京	富士電機株式会社 東京工場	平成22年度	第3四半期
18	神奈川	富士通株式会社 厚木研究所	平成25年度	第4四半期
19	神奈川	三菱ケミカル株式会社 鶴見研究所	平成25年度	第3四半期
20	神奈川	関東航空計器株式会社藤沢工場	平成25年度	第2四半期
21	神奈川	AGC株式会社AGC横浜テクニカルセンター	—	第1四半期
22	新潟	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	平成18年度	第1四半期
23	福井	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉 もんじゅ	平成19年度	第2四半期
24	福井	関西電力株式会社 大飯発電所	平成19年度	第2四半期
25	静岡	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所	平成18年度	第2四半期
26	愛知	名古屋大学工学部・工学研究科	平成25年度	第3四半期
27	愛知	国立大学法人名古屋工業大学	平成25年度	第3四半期
28	愛知	日鉄ステンレス株式会社 製造本部 衣浦事業所	平成25年度	第4四半期
29	京都	株式会社松風 京都本社	—	第1四半期
30	大阪	大阪大学大学院 工学研究科	平成23年度	第2四半期
31	大阪	大阪公立大学 杉本地区事業所	平成25年度	第3四半期
32	大阪	京都大学 複合原子力科学研究所	—	第4四半期
33	兵庫	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 播磨放射光 RI ラボラトリー	—	第2四半期
34	島根	中国電力株式会社 島根原子力発電所	平成21年度	第1四半期
35	愛媛	四国電力株式会社 伊方発電所	平成18年度	第2四半期
36	福岡	日本タンクステン株式会社 飯塚工場【核燃料物質、核原料物質】	平成24年度	第3四半期
37	長崎	国立大学法人長崎大学水産学部	平成25年度	第4四半期

※1 実施予定時期については、日程調整の結果、別の四半期に実施する場合があります。

※2 令和4年度の検査未了のため再掲。

(原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者は189、核原料物質使用者は18(令和5年5月1日時点))

(別紙 4)

番 号
令和〇年〇月〇日

別記宛て（各通）

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について（案）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2第7項の規定に基づく総合的な評定について、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
四国電力株式会社
中国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社
電源開発株式会社
日本原燃株式会社
公益財団法人核物質管理センター
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
日本核燃料開発株式会社
三菱原子燃料株式会社
MH I 原子力研究開発株式会社
国立大学法人東京大学
学校法人五島育英会
株式会社日立製作所
東芝エネルギーシステムズ株式会社
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
学校法人立教学院
学校法人近畿大学
国立大学法人京都大学
原子燃料工業株式会社
リサイクル燃料貯蔵株式会社
青森県知事
公益財団法人 環境科学技術研究所
J X 金属エコマネジメント株式会社
仙台市長
国立大学法人東北大学
国立大学法人秋田大学
国立研究開発法人産業技術総合研究所
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
カガミクリスタル株式会社
PDR ファーマ株式会社
防衛大臣

株式会社リガク
海上保安庁長官
国立研究開発法人水産研究・教育機構
東芝マテリアル株式会社
日本たばこ産業株式会社
日本冶金工業株式会社
富士フイルム株式会社
三菱電機株式会社
新潟県知事
個人
福井県知事
太陽鋳工株式会社
株式会社コシナ
国立大学法人信州大学
日本軽金属株式会社
静岡県公立大学法人
文部科学大臣